

令和2年12月16日

発言者	発言要旨
<p>金澤委員</p> <p>税政課長</p>	<p>新型コロナにより、県税の収入についてはどのような影響があるのか。</p> <p>新型コロナのための県税の減免に関する特例制度はないが、徴収猶予の特例や、自動車税環境性能割の軽減措置があり、これらが収入に影響を与えるものとする。</p> <p>徴収猶予の特例については、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する県税の納税義務者について1箇月以上の期間を比較し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少し、かつ、一時に納付することが困難であると認められる場合に、令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日までに申請することにより、1年以内の期間に限り、延滞金全額免除かつ担保不要で当該県税の徴収を猶予する対応をとっている。</p> <p>また、自動車税環境性能割の軽減措置については、消費税率引上げに伴い、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車について、環境性能割の1%分を軽減する措置がとられていたが、新型コロナウイルス感染症による需要低迷対策として、令和3年3月31日まで対象期間が延長された。</p>
<p>金澤委員</p> <p>税政課長</p>	<p>県税への影響額はどうか。</p> <p>徴収猶予の特例の状況は、個人県民税を除く税目の10月31日までの許可件数は675件、猶予額は約3億3,400万円である。主なものとして法人事業税が112件、約2億1,000万円、不動産取得税が25件、約6,200万円である。</p> <p>また、自動車税環境性能割に係る軽減措置については、令和2年10月1日から11月30日まで2か月間で、対象台数3,064台で軽減された額は約6,100万円である。</p>
<p>金澤委員</p> <p>税政課長</p>	<p>今年度における県税収入はどのようになるのか。</p> <p>当初予算では1,107億円を見込んでいたが、経済指標や現時点での調定状況を踏まえると、新型コロナの影響により、当初予算額を確保することは非常に難しいと考えている。今後も調定状況や経済指標などを注視しながら、県税収入の見込みに反映させたい。</p>
<p>金澤委員</p> <p>財政課長</p>	<p>国の三次補正予算の中にある地方創生臨時交付金1.5兆円の配分はどうか。</p> <p>地方創生臨時交付金1.5兆円の内訳として、地方単独分については1兆円程度であり、本県に対してもここから配分される。また、残りは協力要請推進枠として、休業の要請や時短の要請をしている都道府県に対する枠となる。</p>
<p>金澤委員</p>	<p>今年の7月豪雨の被害額の状況はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
防災危機管理課長	11月25日の議会運営委員会において、その時点での被害額として約432億円と説明したが、今後、関係部局の方から被害額の確定状況、また市町村の被害額の状況などを再度確認し、精査を進めていきたい。
金澤委員	今後、この災害に対してどのように対応していくのか。
防災危機管理課長	<p>県の各部局や市町村における応急対応は概ね終了している。現在、本格復旧に向けて取り組みを進めている。公共土木関係については、堤防が決壊した箇所など緊急を要する工事に係る災害査定を終了を待たずに工事の着手していく。</p> <p>また、農業用施設についても災害査定を終え、発注準備の整ったところから順次復旧工事に着手していく。</p> <p>更に、林道については、被害箇所51か所のうち、46か所は令和3年度内に完成予定、残りの5か所については、4年度までかかる状況である。</p>
金澤委員	災害対応に係る自治体間の連携の状況についてはどうか。
防災危機管理課長	<p>基本的に災害対応は市町村が対応することになるが、県についても、避難所でのコロナ対策のための物資の支援や、災害復旧に向けた技術的支援のための職員の派遣等をしている。</p> <p>市町村間の対応については、平成7年に、県内35市町村において大規模災害時の山形県市町村広域総合応援に関する協定を締結しており、災害時の相互応援体制が整えている。今回の災害はこの協定に基づく相互体制構築までの状況ではなかった。</p>
金澤委員	来年度の予算要求における移住・定住関係事業の概要はどうか。
移住・定住推進課長	来年度の移住・定住関係事業については、具体的な内容として、①県内にすでに移住された方が持つ発信力を効果的に活用し、山形の各地域をテーマにしたオンラインイベントの開催などによる県外との人的ネットワークの構築、②本県出身者のUターンの促進に向けた東京圏の若者との交流の場の形成、③移住のきっかけにもなるワーケーションについて、市町村と連携した受入体制の整備や滞在プログラムを実施する。
金澤委員	ふるさと山形移住・定住推進センターに専門的な職員は配置されているのか。
移住・定住推進課長	村山総合支庁内にふるさと山形移住・定住推進センターが設置されており、そこに移住コーディネーターを3名配置している他、東京都有楽町の交通会館に移住相談窓口を設け、移住コンシェルジュ2名を配置している。
志田委員	飲食業等緊急支援事業について、市町村でも同様の事業を検討しているとの新聞報道があり、公平性という点で疑問があると考えます。市町村課はどのような調整を行っているのか。
市町村課長	産業労働部で構築したこの事業について、当課でもその情報を得たのが直前であり、できる限り早く市町村に連絡をしてほしい旨依頼した。また、市町村の財源的負担が義務ではないこと、手続き面でも市町村の負担にな

発 言 者	発 言 要 旨
	らないことの2点を確認している。
志田委員	交通事業者の支援について、保有台数あたりで支援するという方向性は適切であると考えているが、対象台数はどうなっているのか。
総合交通政策課長	国土交通省山形運輸支局への登録台数を基準として支援することになる。対象台数は概算でタクシー約1,000台、路線バスと高速バス約300台、貸切バス300台強である。
志田委員	7月豪雨により被害を受けた世帯のうち、水害に適応される保険に加入していた世帯の割合はどうか。
防災危機管理課長	詳細については把握していないが、火災保険の加入率については平成27年度の内閣府の推計によると、持ち家世帯の火災保険（いわゆる共済も含む）の加入率は全国で約82%、また同年、山形県の火災保険（共済を除く）に加入している世帯のうち、水害補償を附帯している率が、69.5%であり、これらの数字から推計すると約56%の世帯が、水害補償が附帯された火災保険に加入しているものと考えられる。
志田委員	水害への補償を附帯させるためには、ハザードマップの整備が重要と考えるが、市町村の作成状況はどうなっているのか。
防災危機管理課長	10月1日時点における市町村におけるハザードマップの策定状況は、24市町村で策定済み、7市町で今年度中に策定予定、未策定が1町、残りの3市町は来年度以降策定予定となっている。
志田委員	未策定の市町に対しては、県として連携をしっかりとしていくべきと考えるが、どのような取組みを行っているのか。
防災危機管理課長	できるだけ早く策定をしてもらえるよう、未策定の市町に対し、河川課とも連携しながら働きかけをしていきたい。
渋間副委員長	あかねヶ丘陸上競技場を山形市に無償で貸し付ける理由は何か。
管財課長	あかねヶ丘陸上競技場は教育庁の所管であるが、無償での貸付けを行う理由は、県の財産条例や公有財産規則、山形市の今後の利用計画などを総合的に判断した結果である。
渋間副委員長	施設によって売却と無償貸付という取扱いが変わることは公平性に関わるため、明確な基準を策定すべきと考えるがどうか。
管財課長	<p>県有財産の取扱いとして、歳入確保のため、利用見込みのない財産については、原則として売り払いを行う。ただし、必ずしも県の意向どおりに売り払いきるとは限らないため、市町村や民間事業者等が使用を希望する場合は、将来の利活用に支障がない範囲内で貸付けを実施することになる。</p> <p>なお、貸付けを行う場合の貸付料について、土地の場合は土地価格の4%、建物の場合は建物価格の10%という基準があるが、市町村等が公共</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>渋間副委員長</p>	<p>用に利用する場合は無償で貸し付けることができる取り扱いである。</p> <p>現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月までの時限立法となっているが、新しい過疎法の制定に向けた動きは県としてどのように把握しているのか。</p>
<p>移住・定住推進課長</p>	<p>現行の過疎法は第4次であり、新しい過疎法についてもこれまでと同様議員立法により各政党において検討が進められているとのことである。</p> <p>自民党内の過疎対策特別委員会が12月11日に開催され、自民党の過疎対策の施策大綱案として、新法の名称は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」とされ、過疎地域の指定要件や経過措置、重点分野、支援措置などの考え方や、10年間の時限立法となることが示されたところである。</p> <p>法案の内容等については引き続き、県としても注視していきたい。</p>
<p>渋間副委員長</p>	<p>高齢者が定住するためには、買い物支援としての移動販売車が重要と考えるが、県としてどのような取組みがあるのか。</p>
<p>移住・定住推進課長</p>	<p>市町村と福祉・交通・産業といった県の関係機関を構成員とする買い物支援ワーキングチームを立ち上げ、買い物支援における課題や先行事例の情報共有及びモデル事業の普及展開に取り組んでいる。</p>
<p>渋間副委員長</p>	<p>高速道路のトンネル内における携帯不感区間についてどのように対応しているのか。</p>
<p>ICT政策推進課長</p>	<p>携帯3社で構成する団体が受け皿になり電波遮へい対策を行い、携帯不感区間については、順次解消する見込みである。</p>
<p>楳津委員長</p>	<p>マイナンバーカードの交付率の状況はどうか。</p>
<p>市町村課長</p>	<p>本県のマイナンバーカードの交付率は12月1日現在18.2%である。全国平均の23.0%よりも低く、全国45位となっている。</p>
<p>楳津委員長</p>	<p>マイナンバーカードの普及向上のため、市町村に対して県はどのような働きかけをしているのか。</p>
<p>市町村課長</p>	<p>マイナンバーカードの交付については市町村の事務であるが、県としても市町村に対し、普及促進に向けての説明会の開催や会議の場を通してマイナンバーカードの利便性の周知を行っている。</p> <p>また、全国のカードの未取得者に対し今月から順次、交付申請再送付がなされる予定である。1月から3月にかけて順次送付されることから、この期に合わせ、住民へのさらなる周知広報をお願いしていきたい。</p>
<p>楳津委員長</p>	<p>市町村別で交付率はどうか。</p>
<p>市町村課長</p>	<p>最高が小国町の30.9%、最低が鮭川村の11.4%である。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
【請願 20 号の審査】	
高橋(啓)委員	消費税を上げたことにより購買力が落ち、景気に大きく影響を与えたことは事実である。私は願意妥当と考える。
渋間副委員長	消費税は地方にも分配され、これは幼児教育の無償化や、低所得高齢者の暮らしの支援といった社会保障の充実に使われている。今回の請願にはこの部分への言及がなされておらず、不採択にすべきと考える。
楳津委員長	採択すべきものと決するに賛成の委員の挙手を求める。
賛成委員	(挙手)
楳津委員長	挙手少数であり、不採択にすべきものと決定した。